

審査基準（公表用）

様式第3号

所管課 危機管理防災課

法令名	電気工事士法	法令の番号	昭和25年法律第139号
許認可等の種類	電気工事士免状の交付、認定	根拠条項	第4条第2項
審査基準	<p>1 第一種電気工事士免状 次の①又は②のいずれかに該当していること。 ただし、法第4条第5項各号の一に該当していないこと。 ①試験合格 法第4条第3項第1号に該当していること。 施行規則第2条の4第1項及び第2項各号の一に該当していること。 ②認定 法第4条第3項第2号に該当していること。 施行規則第2条の5各号の一に該当していること。 昭和63年通商産業省告示第352号に該当していること。</p> <p>2 第二種電気工事士免状 次の①から③のいずれかに該当していること。 ただし、法第4条第5項各号の一に該当していないこと。 ①試験合格 法第4条第4項第1号に該当していること。 ②養成施設修了 法第4条第4項第2号に該当していること。 施行規則第3条に該当していること。 ③認定 法第4条第4項第3号に該当していること。 施行規則第4条各号の一に該当していること。</p>		
	受付機関	危機管理 防災課	処理機関
交付機関	危機管理 防災課	標準処理期間	15～20日
		標準経由期間	—日
		目次NO	40～